

医療観察事件記録符号規程

平成17年6月29日最高裁判所規程第6号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に規定する事件の記録符号は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日から施行する。

別表

|                |    |
|----------------|----|
| 簡易裁判所<br>共助事件  | 医い |
| 地方裁判所<br>処遇事件  | 医ろ |
| 共助事件           | 医は |
| 雑事件            | 医に |
| 高等裁判所<br>抗告事件  | 医ほ |
| 最高裁判所<br>再抗告事件 | 医へ |